

小諸市廃棄物減量・再資源化等推進市民会議の概要

1 市民会議の位置づけ

小諸市廃棄物減量・再資源化等推進市民会議（以下、「市民会議」という。）は、小諸市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例（平成 5 年小諸市条例第 28 号）に規定されており、ごみ（一般廃棄物）の減量化、再資源化及び適正処理の推進のため、必要な事項を審議する組織です。

2 市民会議の委員

13 名以内

※関係団体の代表、識見を有する者、公募に応じた市民、市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱します。

3 委員の任期

令和 7 年 4 月 1 日から 2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日まで）

※条例では「審議事項の検討が終わるまでの間」と規定しています。第 2 次小諸市ごみ処理基本計画の策定後は、その進捗管理を審議事項とし、継続的に 2 年ごとに委嘱する予定です。

4 委員の報酬等

(1) 報酬 会議出席 1 回につき、会長 3,250 円、委員 3,050 円

(2) 旅費 会場まで片道 2 キロメートル未満の場合を除き、1 キロメートルにつき 37 円

5 市民会議の主な審議事項（令和 7 年度、8 年度）

- (1) 小諸市ごみ（一般廃棄物）処理基本計画の策定後の進捗に関すること
- (2) ごみの減量・分別など適正な処理の推進に関すること

【参考①】 前回まで（令和 5 年度、6 年度）の主な審議事項

- 第 2 次ごみ処理基本計画の策定に関すること
- 廃棄物の減量に関すること
- 廃棄物の再資源化に関すること
- その他廃棄物の分別など適正な処理の推進に関すること

【参考②】 ごみ（一般廃棄物）処理基本計画で定めること

- 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

6 市民会議のスケジュール（開催の概要）

- ・ 年 2、3 回程度の予定
- ・ 平日 18 時若しくは 18 時 30 分頃から開催します。